

# 「(単価契約)スクリーン清掃作業」仕様書

(担当:山口 TEL075-591-0013)

## 1 件名

(単価契約)スクリーン清掃作業

## 2 目的及び概要

本市が管理する水路内のスクリーンに堆積したごみ・土砂の浚渫清掃を実施するもの

## 3 期間

令和9年3月31日まで

## 4 場所

京都市東山区泉涌寺山内町地内

## 5 範囲

【別紙1】位置図及び【別紙2】現況写真の赤枠内部分

## 6 見積項目

- ・ごみ・土砂の浚渫清掃作業(1回あたり 2m<sup>2</sup>程度)
- ・運搬(現地～東部土木みどり事務所)
- ・見積りは1回あたりの作業単価とする。(年間3回を想定しているが、堆積状況で増減する)

## 7 支払条件

業務完了後、範囲において業務が適切に履行されていることを確認のうえ、本件に係る経費を支払う。  
着手前・完了時・作業時の写真を提出すること。

### 【特記事項】

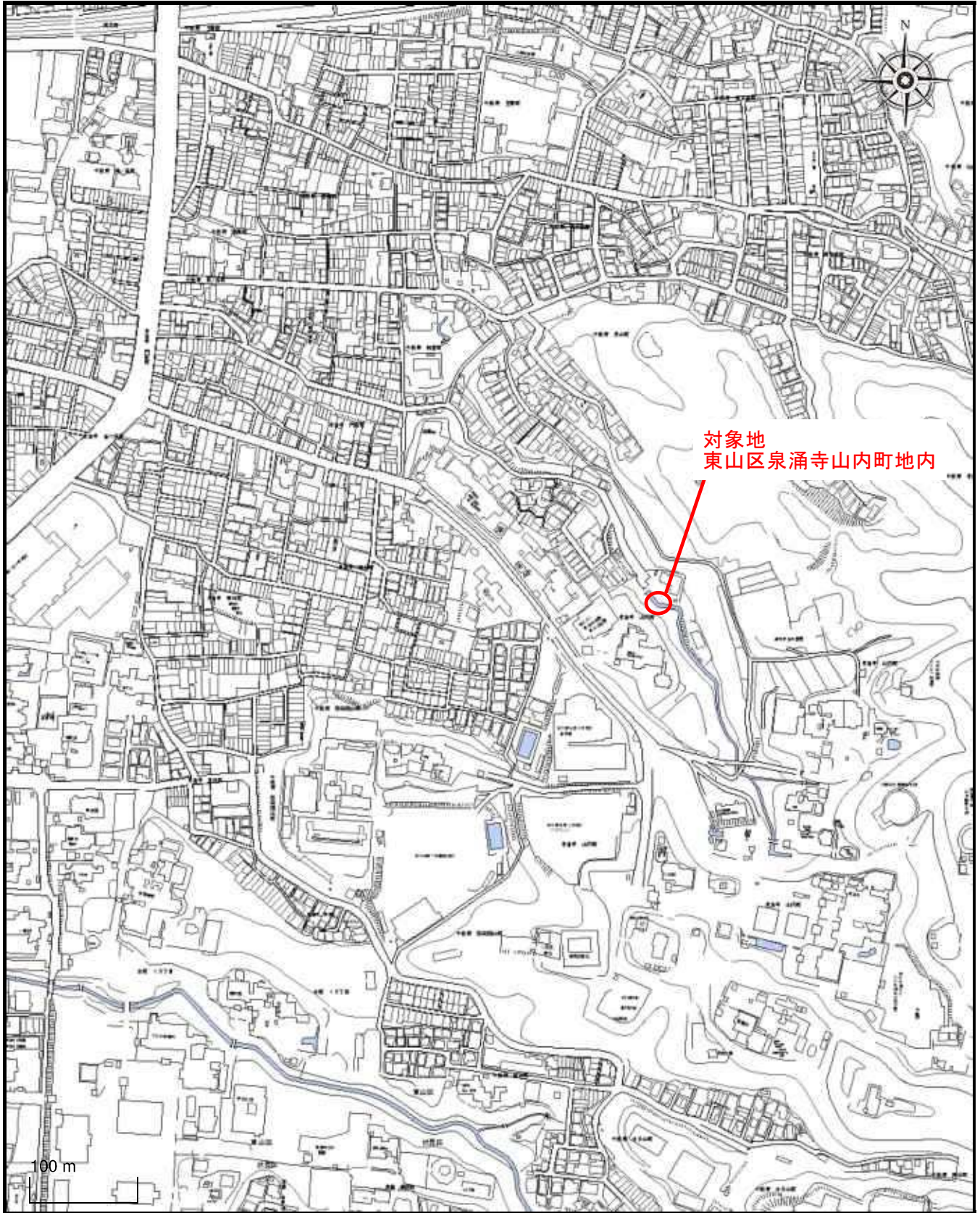
- 具体的な作業時期はスクリーンの堆積状況を踏まえて依頼するが、降雨による洪水が予想される時は即日対応を指示する場合があるので必ず応じること。
- 清掃作業は中村宅横の車止めをどけてスクリーンに横付けして作業を行うが、道は中村氏所有の私道のため、作業後に浚渫ゴミ残りや汚水・残土など残らないよう清掃して完了すること。また、作業着手時には中村氏に私有地に入ることについて了解を得てから作業すること。
- スクリーン横の道沿いに植えられている生垣は隣地の中村氏が植えられたものであり、雑木では無いため絶対に損傷させないよう作業すること。
- 浚渫作業で生じたごみ・土砂は東部土木みどり事務所で処分するため、事務所まで運搬すること。
- 本作業に必要な機材等の全ての費用は、本業務に含む。
- 散在するゴミ、殻等もすべて回収すること。
- 作業に際しては、近隣住民等に十分配慮し、問題が生じないよう留意するとともに、安全の確保に十分留意すること。
- 作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。
- 作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とする。
- 作業中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに監督職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。

# 位置図

別紙 1

135.772420,34.985870

135.782499,34.985870





スクリーン堆積時の状況

